

書 き 方

- 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。
- 2 この届出書は、変更前の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
- 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを記載します。
- 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とする^{ことを便宜とする}_{必要がなくなった}事情」欄には、上記1の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。

また、上記1の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

留 意 事 項

[振替納税をご利用の方へ]

納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。

確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。